

山梨県公報

第二千三百五十五号

平成二十五年

九月十九日

木曜日

目次

○救急病院等の認定の一部改正	六〇三
○救急病院等の認定	六〇三
○家畜伝染病の発生	六〇三
○家畜等の移動を禁止する区域の指定	六〇三
○県営土地改良事業計画の決定	六〇四
○道路の区域変更(三件)	六〇四
○道路の供用開始	六〇五
○都市計画事業の事業計画の変更認可	六〇五
○建築基準法に基づく道路位置指定	六〇六
○土地改良区役員の退任	六〇六
○土地区画整理組合の事業計画の変更認可	六〇六

告示

山梨県告示第二百八十九号

救急病院等の認定(平成二十二年山梨県告示第三百四号)の一部を次のように改正する。

平成二十五年九月十九日

山梨県知事 横内正明

一の表中「ツル虎ノ門外科リハビリテーション病院」を「ツル虎ノ門外科・リハビリテーション病院」に改める。

山梨県告示第二百九十号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の診療所を救急診療所として認定した。

平成二十五年九月十九日

山梨県知事 横内正明

一 救急診療所の名称及び所在地

名称	所在地
東桂メデイカルクリニック	都留市十日市場九百五十八番地一

二 認定期間

平成二十五年九月十四日から平成二十八年九月十三日まで

山梨県告示第二百九十一号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。

平成二十五年九月十九日

山梨県知事 横内正明

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者又は疑似患者の区分	発生群数	発生場所	発生年月日
腐蛆病	みつばち	患者	二群	北杜市明野町	平成二十五年九月五日

山梨県告示第二百九十二号

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則(昭和三十一年山梨県規則第五十二号)第四条第一項の規定により、腐蛆病のまん延を防止するため、みつばち等の移動を禁止する区域を次のとおり指定する。

平成二十五年九月十九日

山梨県知事 横内正明

一 指定区域

韮崎市穴山町(滝林、重久、上本田、中本田、下本田及び稲倉の地域に限る。) 韮崎市小田町小田川(屋敷添、切石、蓬田、北東、下木戸及び中道の地域に限る。) 北杜市明野町浅尾(西古新田、東古新田、下日向、明日日向、米山、丸山、山神、平内)

久保、蛇沢、大根、浅尾原、平林、日影及び長峯の地域に限る。)、北杜市明野町浅尾新田(栃沢、長坂、陣場及び古屋敷の地域に限る。)、北杜市明野町上神取(大日川原及び向原の地域に限る。)、北杜市明野町下神取(浦田、神取、前町及び神明の地域に限る。)、北杜市明野町上手(下反保、早道場、岩上、屋敷添、千ノ木、村ノ内、桑森、谷井前、金山、駒飼場、高台、平林南、清水端、馬門道上、平林、中谷井、上高台、前田、井沼、南久保、藤塚、水尻及び后平の地域に限る。)、北杜市須玉町藤田(山崎、寺前、二ツ木、腰巻、御崎、家下及び清水の地域に限る。)、北杜市須玉町大蔵(中辺りの地域に限る。)、及び北杜市須玉町大豆生田(多屋下、多屋前、大免及び獅子河原の地域に限る。)

- 二 指定家畜の種類
指定区域で飼育されているみつばち
- 三 指定の概要
指定の期間 平成二十五年九月五日から当分の間
- 四 その他必要な事項
指定家畜及び腐蛆病の病原体を広げる恐れのある物品は、西部家畜保健衛生所長の指示を受けなければ指定区域内での移動又は当該区域外への移動をしてはならない。

山梨県告示第二百九十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業(武田の里地区中山間地域総合整備事業)計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。
なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。
平成二十五年九月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 縦覧書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間
平成二十五年九月二十日から同年十月二十一日まで
- 三 縦覧場所
韮崎市役所
- 四 異議申立期間
平成二十五年十月二十二日から同年十一月五日まで

山梨県告示第二百九十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この公告の日から平成二十五年十月十日まで一般の縦覧に供する。
平成二十五年九月十九日

- 一 道路の種類 県道 山梨県知事 横 内 正 明
- 二 路 線 名 韮崎昇仙峡線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
韮崎市穂坂町大字宮久保字寺平日影一七六五番の一地从先から 韮崎市穂坂町大字宮久保字三百水七八三番の六地先まで	一一・〇〇	八・四〇	(メートル)	五九九・二
	三七・二	二四・四		

山梨県告示第二百九十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この公告の日から平成二十五年十月十日まで一般の縦覧に供する。
平成二十五年九月十九日

- 一 道路の種類 県道 山梨県知事 横 内 正 明
- 二 路 線 名 中下条甲府線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧	新		
甲府市下飯田一丁目四五二番の一地从先から 甲府市飯田二丁目七八番の一地从先まで	一〇・四〇	二二・八五	(メートル)	一
	二九・四	二八五・一		

新	
一一・〇〇 七七・二二	二八五・一
一〇・四〇 七七・二二	二八六・五

山梨県告示第二百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この公告の日から平成二十五年十月十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月十九日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府山梨線
- 三 道路の区域

区 間	新		旧 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	五・七〇 二二・九	七・一〇 二〇・九			
山梨市北字西膳棚一一一九番地先から 山梨市北字廻り田一〇六七番の一地先まで	五・七〇 二二・九	七・一〇 二〇・九	五・七〇 八・八	九九・六	一〇三・一

山梨県告示第二百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この公告の日から平成二十五年十月十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月十九日

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	甲府山梨線	山梨市北字西膳棚一一一九番地 先から 山梨市北字廻り田一〇六七番の 一地先まで	一〇三・一	平成二十五年 九月十九 日

山梨県告示第二百九十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画法の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年九月十九日

山梨県知事 横内正明

- 一 施行者の名称
富士吉田市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
富士北麓都市計画下水道事業富士吉田市公共下水道
- 三 事業施行期間
昭和五十二年二月十九日から平成二十八年三月三十一日まで
- 四 事業地
 - 1 収用の部分
昭和五十二年山梨県告示第三百六十三号、昭和五十九年山梨県告示第二百二十三号、平成元年山梨県告示第九十号、平成五年山梨県告示第二百八十二号、平成七年山梨県告示第二百四十五号、平成十三年山梨県告示第二百十五号、平成十六年山梨県告示第五百三十八号、平成十八年山梨県告示第九十一号、平成二十二年山梨県告示第二百二十七号、平成二十二年山梨県告示第三百二十八号、平成二十四年山梨県告示第八十号及び平成二十四年山梨県告示第四百二十九号の事業地のうち、富士吉田市大字新倉及び大字新屋地内において事業地を変更する。
 - 2 使用の部分
なし

山梨県告示第二百九十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年九月十九日

山梨県知事 横内 正明

一 指定の年月日

平成二十五年九月十九日

二 指定道路の位置

中央市西花輪字村北三千八百八十六番一

三 指定道路の幅員

五・〇メートル

四 指定道路の延長

二一・五一メートル

公 告

● 土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、徳島堰土地改良区から次のとおり役員が退任した旨届出があった。

平成二十五年九月十九日

山梨県知事 横内 正明

役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	笹本 邦哉	南アルプス市六科一三二九	平成二十五年八月三十日

● 土地区画整理組合の事業計画の変更認可

土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第三十九条第一項の規定により、次のとおり事業計画の変更を認可した。

平成二十五年九月十九日

山梨県知事 横内 正明

一 組合の名称

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番

富士吉田市中丸土地区画整理組合

二 事務所の所在地

富士吉田市下吉田千八百四十二番地 富士吉田市役所都市整備課内

三 施行区域

富士吉田市小明見字先土久保、字中丸、字愛地宿、字上中丸及び字滝澤の各一部

四 設立認可の年月日

平成十六年一月八日

五 事業施行期間

平成十五年度から平成二十六年まで

六 変更認可の年月日

平成二十五年九月十九日